

東京都養育家庭等自立援助事業実施要綱

平成25年 1月24日付24福保子育第1761号
一部改正 平成25年12月19日付25福保子育第1487号

(目的)

第1 養育家庭、ファミリーホーム、既に認定を取消された養育家庭及び、既に廃止したファミリーホーム（以下「養育家庭等」という。）への措置が、18歳に達した日からその日の属する年度の翌年度の4月1日までの間（以下「対象期間」という。）に解除された児童及び対象期間後に措置を解除された児童に対し、当該養育家庭等による継続的な相談援助などを行うための体制を整備し、児童の社会的自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、対象期間に措置を解除された児童及び対象期間後に措置を解除された児童が措置されていた養育家庭等とする。

(対象児童)

第3 本事業の対象児童は、第2の実施主体に措置されていた児童とする。

(援助内容)

第4 本事業は、養育家庭等が対象児童に対して、次に掲げる援助を行うものとする。

- (1) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- (2) 進路、就学と生活の両立に関する問題、求職活動等に関する求職上の問題、職場の対人関係・離職・転職等に関する就業上の問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(援助期間)

第5 本事業の援助期間は、第2の養育家庭等に措置された対象児童が措置を解除された日から起算して3年後の日の属する月の月末までとする。

ただし、当該対象児童が対象期間後に措置を解除された場合は、援助期間の終期を対象期間の末日から起算して3年後の日の属する月の月末までとする。

(経費)

第6 東京都は養育家庭等に対し、この事業の実施に係る経費について、別に定めるところにより補助する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。